

くまもとの水産業の魅力発信動画教材作成業務実施要領

1 業務名

くまもとの水産業の魅力発信動画教材作成業務

2 業務の目的

熊本県の水産業が持つ魅力や特色を効果的に発信し、将来の担い手確保につなげるため、本県水産業の概要や、実際に漁業が営まれている様子、仕事のやりがい等を分かりやすく伝える動画教材を制作する。本動画を通じて、県内の高校生に水産業への関心を高めてもらい、地域産業への理解促進と漁業への就業のきっかけづくりを図ることを目的とする。

3 業務内容

水産業に触れる機会の少ない県内高校生に対し、水産業の魅力や将来性を効果的に発信するための動画教材の作成を行う。

※詳細は「くまもとの水産業の魅力発信動画教材作委託成業務」標準仕様のとおり。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

5 委託費

（1）金額

2,234,000円（消費税及び地方消費税の額含む）を上限とする。

ただし、この金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

（2）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（動画作成に係る人件費や旅費、撮影・編集に係る機材費等）とする。

6 実施スケジュール（予定）

公募開始	令和8年（2026年）5月28日（木）
参加申込書提出期限	令和8年（2026年）6月4日（木）午後5時
企画提案書提出期限	令和8年（2026年）6月18日（木）午後5時
審査（書面）	令和8年（2026年）6月23日（火）頃
結果通知	速やかに実施
契約締結、業務開始	速やかに実施
委託終了	令和9年（2027年）3月26日（金）

7 企画コンペの対象者となる事業者

次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日時点で、物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第512号）により入札参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (3) 熊本県内に本社、支社（営業所等）を有するものであること。
- (4) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換書により取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 提出書類及び提出方法等

本企画コンペに参加する者は、以下（1）～（2）により、必要書類を提出するものとする。

- (1) 企画コンペ参加申込書【様式1】、事業者の取組に関する申出書【様式2】、質問書【様式3】

ア提出方法：持参、郵送又は電子メール（suisanshinkou@pref.kumamoto.lg.jp）による

※電子メールの場合は提出後必ず確認の電話をすること。

イ提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県農林水産部水産局水産振興課 企画・流通促進班（TEL：096-333-2457）

ウ提出期限：令和8年（2026年）6月4日（木）午後5時必着

※様式2の申出書には、必要な書類を添付すること。

※様式3の質問書は、質問がない場合は提出不要。

エ質問に対する回答：令和8年（2026年）6月11日（木）午後5時までに質問者を匿名として、申込者全員に対してメールで共有することとする（企画

コンペ参加申込書に記載されたメールアドレス宛に送付)。

(2) 企画提案書【様式4】、企画内容【様式自由】

ア提出方法：持参又は郵送による

イ提出部数：6部（正本1部、副本5部）

ウ提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県農林水産部水産局水産振興課 企画・流通促進班（TEL:096-333-2457）

エ提出期限：令和8年（2026年）6月18日（木）午後5時必着

※以下に該当する場合、提出された企画提案書を無効とする場合がある。

- ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- ・企画提案書の様式に示された条件に著しく適合しないもの。
- ・参加申込書又は企画提案書に虚偽の内容が記載されたもの。
- ・選考委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合。

※提出された企画提案書の取扱いは、以下による。

- ・企画提案書は、返却しない。
- ・企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・企画提案書は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用することができる。
- ・企画提案書は、熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。
- ・企画提案書における企業団体名等については水産振興課で修正を加える場合がある。

※企画コンペへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。

9 委託候補者の決定

企画提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、企画提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、5名を選出する。

(2) 企画提案書の審査及び企画案の選定

ア審査会は、提出内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。

なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は公告日（令和8年（2026年）5月28日（木））とする。

<審査基準及び配点>

	評価項目	評価のポイント	配点
①	実施方針	・ 事業目的や業務内容を十分に理解しているか。	15
②	企画構成	・ 仕様書で定めた業務内容を踏まえた提案となっているか。 ・ 運營業務の円滑な遂行にあたり、創意工夫が見られるか。 ・ 効果的に熊本県の水産業の魅力を発信できる提案となっているか。	50
③	実施体制	・ 業務を行うに当たっての組織・体制が整っているか。	15
④	スケジュール	・ 期間内の実施が可能なスケジュールであるか。 ・ 実施工程が具体的に提案されているか。 ・ 実施スケジュールが計画されており、その妥当性はあるか。	10
⑤	経費の妥当性	・ 予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。	3
⑥	事業者の取組	(1) 熊本県ブライト企業の認定を受けている。	1
		(2) 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。	1
		(3) 協力雇用主登録制度に登録している。	1
		(4) 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 REAction のいずれかの認証、又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。	1
		(5) 熊本県渋滞パートナー登録制度に登録している。	1
		(6) 熊本県 SDGs 登録制度に登録している。	1
		(7) パートナーシップ構築宣言に登録している。	1
評価合計			100

イ企画提案書の選定委員の持ち点は、各100点とし、合計点は100点×5人＝500点とする。また、最低基準を50点×5名＝250点とし、いずれの企画提案書も最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加業者を公募し、企画を募集する。

ウ最高得点で同点の企画が複数出た場合、最高得点として選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、くじにより決定する。

エ審査結果については、企画提案書を提出した者全員に通知する。

オ参加登録者からの選考理由、結果に関する問い合わせ又は異議については

応じない。

カ委託候補者が、7の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

10 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、又は契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

11 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

12 その他

- (1) 企画コンペに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届【様式5】を提出すること。
- (3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。
- (4) 本業務により作成した成果物の著作権は県に帰属するものとする。
- (5) 委託者は、本業務の遂行に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力する。
- (6) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (7) 個人情報の取扱いについては、万全の注意を図り、漏洩させないこと。

13 問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県農林水産部水産局水産振興課 企画・流通促進班

TEL:096-333-2457、FAX:096-382-8511